

公 示

千葉港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示(令和2年8月11日千掲示第2号)を下記のとおり改正し、令和2年12月1日から適用することとしたので、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和2年11月26日

千葉税関支署長 星野 司

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
千葉みなと2号浮棧橋	[交通] 京葉シーバース、コスモシーバース けい留船に出入する者を含む。 [積卸] 船用品及び託送品に限る。
千葉中央埠頭 A岸壁～H岸壁	[交通] 制限区域への出入に際しては、 ゲートを経由すること。
船橋中央埠頭 北B岸壁～北L岸壁 M1岸壁～M4岸壁 南A岸壁～南E岸壁 (積卸に限る。)	
日の出A岸壁～C岸壁 (積卸に限る。)	
船橋東埠頭 A岸壁～I岸壁 (積卸に限る。)	
千葉港出洲埠頭 A岸壁～F岸壁 (積卸に限る。)	
市原岸壁A、B (積卸に限る。)	

交通場所及び貨物の積卸場所	指 定 に 係 る 条 件
袖ヶ浦 A 1 岸壁～C 3 岸壁 D 岸壁 E 1 岸壁～E 4 岸壁 F 1 岸壁・F 2 岸壁 (積卸に限る。)	
今井A岸壁～E岸壁 (積卸に限る。)	
保税地域前面の岸壁又は 物揚場 (積卸に限る。)	[積卸] 当該保税地域に搬出入される貨物に限る。
出光興産(株)千葉事業所 第1～第3原油栈橋 8号、10号、13号～15号 栈橋 化学2号～4号、6号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、出光興産(株)千葉事業所に設置された入出門ゲートを経由すること。
大阪国際石油精製(株)千葉製油所 受入栈橋 製品出荷栈橋1号、2号、8号、 9号	[交通] 制限区域への出入に際しては、大阪国際石油精製(株)千葉製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。
コスモ石油(株)千葉製油所 第2号、第7号、第10号、 第14号、第15号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、コスモ石油(株)千葉製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。
住友化学(株)千葉工場 姉崎地区D、E栈橋 袖ヶ浦第Ⅰ地区J、K、L栈橋 袖ヶ浦第Ⅱ地区O、P、S2栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、住友化学(株)千葉工場に設置された入出門ゲートを経由すること。
東京ガス(株)袖ヶ浦工場 1号～3号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、東京ガス(株)袖ヶ浦工場に設置された入出門ゲートを経由すること。
富士石油(株)袖ヶ浦製油所 120,000DWT栈橋 1号～5号製品出荷栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、富士石油(株)袖ヶ浦製油所に設置された入出門ゲートを経由すること。
三井化学(株)市原工場 2号、3号、5号～7号栈橋	[交通] 制限区域への出入に際しては、三井化学(株)市原工場に設置された入出門ゲートを経由すること。

注) ①「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS条約を受けた国内法)の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。

②「ゲート」とは、①に記載したフェンス等に港湾施設管理者が設置した制限区域への出入口をいう。